

## 平成21年10月7日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

1 日時 平成21年10月7日（水）開会：午前10時00分 閉会：午後0時09分

2 場所 議会棟3号委員会室

3 出席者（欠席なし）

委員長 今村岳司（にしのみや未来）

副委員長 町田博喜（公明党議員団）

委員 岩下彰（西宮グリーンクラブ）

篠原正寛（政新会）

田中正剛（にしのみや未来）

西田いさお（無所属）

野口あけみ（日本共産党西宮市会議員団）

他に、地方自治法の規定に基づき、田中渡議長が出席  
委員外議員として、杉山たかのり副議長が出席

4 傍聴議員

大石伸雄・たかはし倫恵・よつや薫

5 一般傍聴者

なし

6 説明員

（議会事務局）

次長 北川英子

庶務課長 北林哲二

議事調査課長 宮島茂敏

7 協議等概要

議長より広報委員会の報告

議会改革特別委員会において広報委員会に協議をお願いした協議事項について、広報委員長から議長に対して協議結果の報告がありましたので、その内容について議長から報告がありました。広報委員会での協議結果の概要は、次のとおりです。

協議事項「議会だより、ホームページ等への各会派・議員の採決態度掲載」

次回9月定例会号の「議会だより」より、議案等に対する会派の採決態度を掲載します。

協議事項「定例会終了後の議会報告会の開催」

他市の事例を見ますと、議会基本条例を制定し、その中で市民への報告会の規定において実施していますので、まずは、議会改革特別委員会において議会基本条例について協議してください。

協議事項「議会だよりの広告料収入」

現在の広報委員の任期中（平成22年6月まで）は、「議会だより」の紙面の見直しを中心に協議を行いますので、広告の掲載については協議いたしません。

協議事項「委員会記録のホームページでの公開」

委員会記録の公開と傍聴の取扱い（現在、委員会の傍聴は許可制になっています。）は関連する事項ですので、まずは、議会改革特別委員会の協議事項である「（委員会の）完全公開制の導入」について協議してください。

協議事項

#### （１）議員互助会のあり方について

議員互助会の事業のひとつである退会一時金の継続を主張する委員からは継続するためのプラン、清算を主張する委員からは清算方法のプランの説明がありました。なお、必ずしも会派の中でも意見がまとまっているわけではないとの発言もありました。

今後の進め方について協議した結果、次のとおり意見の一致を見ました。

この問題が任意団体である議員互助会のあり方に関するものであることから、継続を主張する委員と清算を主張する委員がいる現状にあっては、本委員会で採決を行って決定するものではなく、議員互助会の理事会（又は総会）において最終の決定を行うべきものであること。

本委員会の役割として、議員互助会において決定を行うに当たり、意見を集約し、精査した継続案及び清算案を、それぞれひとつずつ議員互助会に提示すること。

次回の委員会（10月26日）では、継続を主張する委員は継続案を、清算を主張する委員は清算案を一つにまとめ、提示することになりました。

#### （２）委員会における一問一答制の導入について

9月定例会の委員会審査において試行導入した一問一答制について、各委員及び事務局から感想や気づいた点などを述べ合いました。

混乱はなく、議論が整理しやすく、分かりやすかったという意見がある一方で、当初の申し合わせに反して、質疑において長々と意見を述べる場合や必ずしも一問一答にならずに3問聞いて3問答えるという場合もあったなどの報告もなされました。なお、当局からも一問一答制の感想を述べてもらうことになっており、事務局で取りまとめ、次回の委員会で報告する予定です。

各委員からは、一問一答制に反対する意見はなかったため、本格導入の是非についての協議を行いました。問題点を整理するため、引き続き12月定例会においても試行のまま実施していくことで、意見の一致を見ました。次回の委員会では、9月定例会で試行実施した際の申し合わせ事項に変更、追加すべき点はないかについて協議

する予定です。

ところで、9月定例会では、質問の内容が不明確な場合などには、当局は委員長又は質問した委員に確認することができるものとしていましたが、さらに、当局側から議員に対し質問などができるようにするののかについても協議するべきであるとの意見がありました。これについては、9月定例会での当局側の感想も聞いたうえで、今後協議していくことになりました。また、質疑の際の意見表明が長時間に及ぶ場合があったことから、この際ルールづくりが必要ではないかとの意見もありましたが、議員の発言を制限することにもつながるとの意見もあり、本委員会の協議事項とするかも含めて、一問一答制の問題とは別に協議することになりました。

(3) 議員が逮捕・起訴された場合の議員報酬の支給の是非について

前回の委員会(8月24日)において事務局に調査を依頼していた事項( )について、事務局から資料が提出され、その説明を受けました。

さいたま市は、条例化に当たり5年間検討したとのことであるが、その議論の概要

条例化している地方公共団体には、条例化の背景として何か事件があったのかどうか。

神戸市の条例の問題点、課題の整理

今後、事務局において法的な論点整理を行い、次回の委員会で報告する予定です。

(4) 議会棟のセキュリティについて

前回の委員会では、議会棟への人の出入りが事実上自由になっていることによる問題点の指摘がありました。

本日の委員会では、その解決策について協議を行いました。議会棟1階に受付を設ける、3階のエレベーター付近に扉を設ける、3階通路の市役所への出入口をオートロックにするなどの意見がありましたが、市民の出入りを制限することにはならないとの意見もありました。

協議の結果、施設の管理面と経費面について意見を伺うため、次回の委員会に施設保全管理グループの出席を求めることとなりました。

(5) 議員定数について

前回の委員会において、事務局に調査を依頼していた事項( )について、事務局から資料の提出があり、説明を受けました。

なお、次回の委員会までに、事務局から、過去の議員定数の議論について、資料が提出される予定です。

議員定数について、他市(本市と規模が同程度の都市)の削減状況についての調査

本市の規模等からして、議会として求められる機能の整理

(6) その他

次回以降委員会の日程について、以下のとおり確認しました。

10月26日(月)午前10時~12時

11月 9日(月)午前10時~12時

11月18日(水)午前10時~12時

11月25日(水)午前10時~午後

以 上